○**環境省告示第五十七号**

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年五月九日

環境大臣　大塚　珠代

表ノナン酸（別名ペラルゴン酸）及びノナン酸カリウム（別名ペラルゴン酸カリウム塩）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| エチル＝（*Z*）－*N*－ベンジル－*N*－｛［メチル（1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ｝－β－アラニナート（別名アラニカルブ） | 1.8μg／1 |
| （*E*）－（*S*）－1－（4－クロロフェニル）－4，4－ジメチル－2－（1*H*－1，2，4－トリアゾール－1－イル）ペンタン－1－エン－3－オール（別名ウニコナゾールP） | 560μg／1 |
| *N*－シクロプロピル－1，3，5－トリアジン－2，4，6－トリアミン（別名シロマジン） | 9,700μg／1 |
| メチル＝3－（4－メトキシ－6－メチル－1，3，5－トリアジン－2－イルカルバモイルスルファモイル）－2－チノアート（別名チフェンスルフロンメチル） | 6,400μg／1 |
| 1－（5－*tert*－ブチル－1，3，4－チアジアゾール－2－イル）－1，3－ジメチル尿素（別名デブチウロン） | 100μg／1 |
| *N*，*N*′－｛ピペラジン－1，4－ジイルビス［（トリクロロメチル）メチレン］｝ジホルムアミド（別名トリホリン） | 910μg／1 |
| 5－クロロ－2－（3，4，4－トリフルオロブタ－3－エン－1－イルスルホニル）－1，3－チアゾール（別名フルエンスルホン） | 43μg／1 |

○**環境省告示第五十八号**

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年五月九日

環境大臣　大塚　珠代

表（1*RS*，5*RS*；1*RS*，5*SR*）－5－（4－クロロベンジル）－2，2－ジメチル－1－（1*H*－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル）シクロペンタノール（別名メトコナゾール）の項中「0.1mg／1」を「0.05mg／1」に改める。

表2－［4，6－ジメトキシ－1，3，5－トリアジン－2－イル）カルボニル］－1，1，6′－トリフルオロ－*N*－メチルメタンスルホンアニリド（別名トリアファモン）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| メチル＝（2*E*）－3－メトキシ－2－｛2－［6－（トリフルオロメチル）－2－ピリジルオキシメチル］フェニル｝アクリラート（別名ピコキシストロビン） | 0.12mg／1 |
| 3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3－メチルカルバニラート又はメチル＝3－（3－メチルカルバニロイルオキシ）カルバニラート（別名フェンメディファム） | 0.12mg／1 |

○**防衛省告示第百三号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

日時　平成二十八年五月十六日（予備、同月十七日及び同月十九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○**防衛省告示第百四号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月九日

日時　平成二十八年五月十六日（予備、同月十七日から同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○**防衛省告示第百五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

日時　平成二十八年五月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○**防衛省告示第百六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月九日

日時　平成二十八年五月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。